

犬猫のマイクロチップ装着制度について



令和4年5月19日

環境省 自然環境局 総務課
動物愛護管理室

マイクロチップ（MC）の装着等の義務化

① 犬猫等販売業者へのMCの装着、情報登録の義務化

※犬猫販売業者以外については、装着は努力規定

② MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録の義務化

③ 狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例

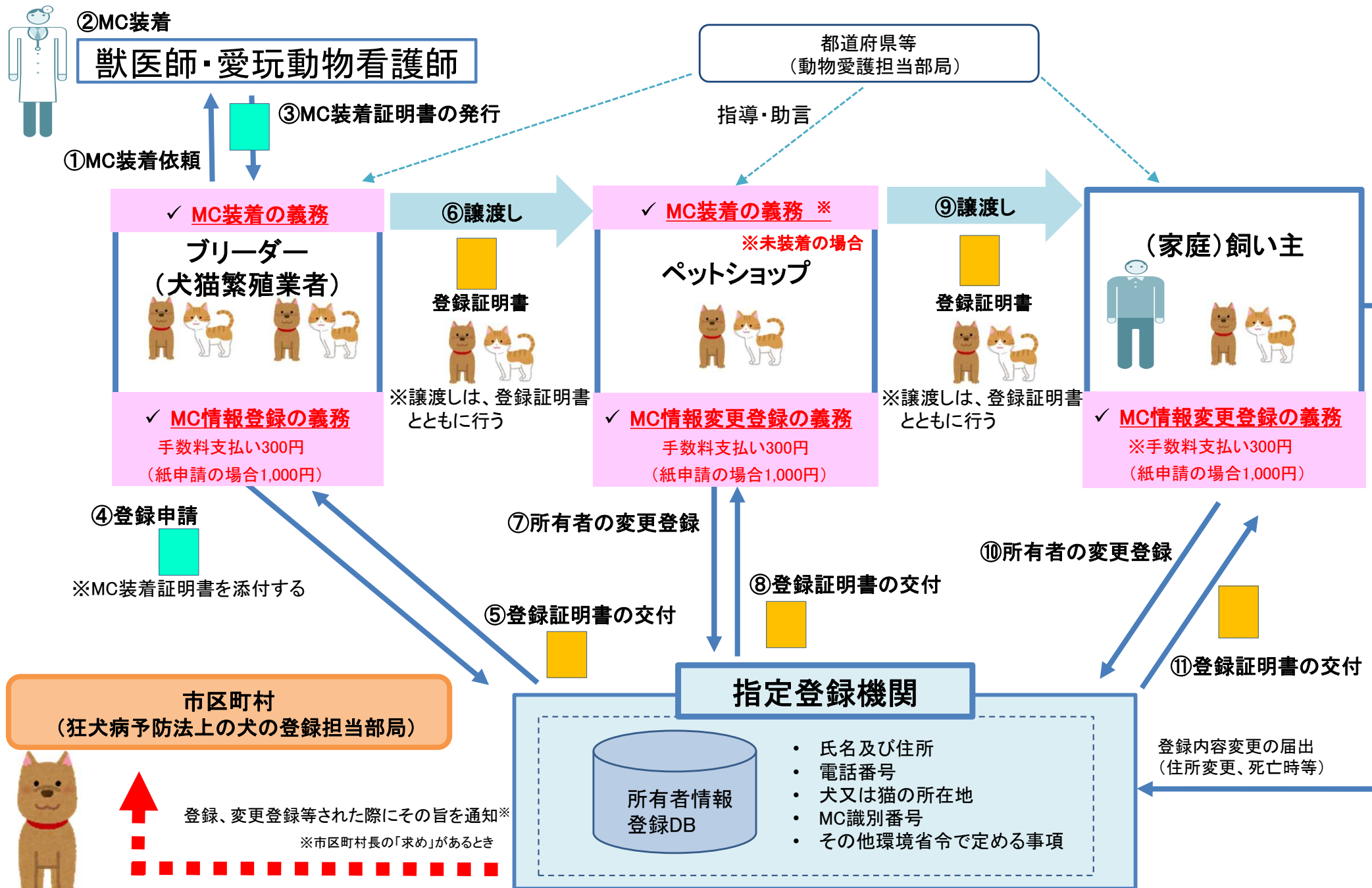
- MC装着に伴う犬の情報登録時には、求めにより市町村長に通知
- 装着されたMCは、狂犬病予防法上の鑑札とみなす

④ 都道府県等による所有者への指導・助言（努力義務）

⑤ 環境大臣による指定登録機関の指定

- 環境大臣が指定する者に、登録等の業務を行わせることができる
- 環境大臣は、事業計画の認可、立入検査等を行う

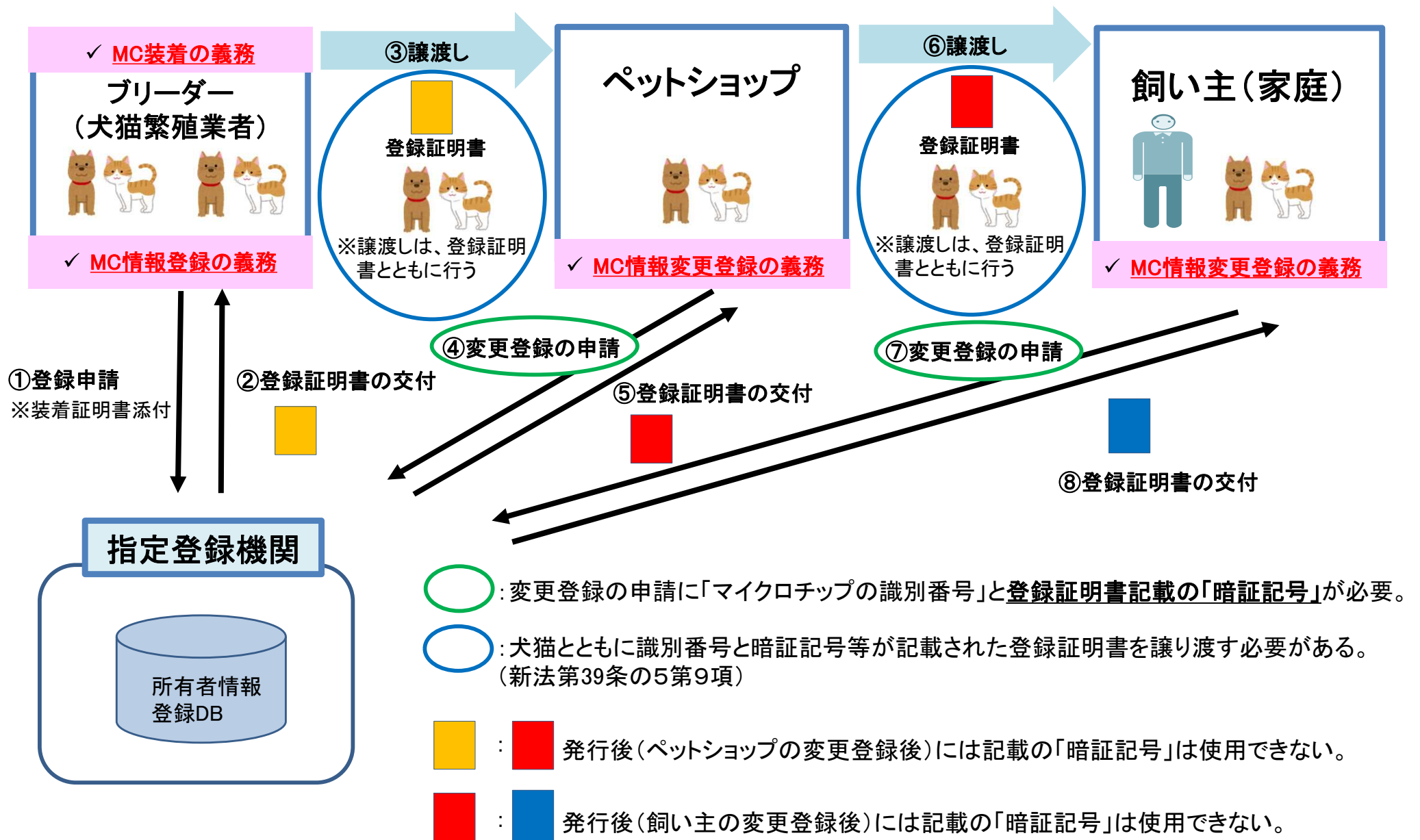
犬猫所有者のマイクロチップ装着・情報登録の流れ(販売ルート)



狂犬病予防法の特例に関する通知

【犬に装着されているMCを狂犬病予防法上の鑑札とみなす】

犬猫所有者のマイクロチップ装着・情報登録の流れ(詳細)



登録証明書

様式第24 (第21条の7第3項関係)

第 号

登録証明書

動物の愛護及び管理に関する法律 第39条の5第1項の登録
第39条の6第1項の変更登録 をする。

よってこの証明書を交付する。

環境大臣指定登録機関
公益社団法人 日本獣医師会



登録日： 年 月 日

01. 登録を受けた犬又は猫に装着されている マイクロチップの識別番号	
02. 暗証記号	
03. 犬又は猫の別	<input checked="" type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫
04. 犬又は猫の品種	
05. 犬又は猫の毛色	
06. 犬又は猫の生年月日	年 月 日
07. 犬又は猫の性別	<input type="checkbox"/> 雄(オス) <input checked="" type="checkbox"/> 雌(メス)

本登録証明書は、今後の申請や届出の際に必要となりますので、お手元で大切に保管してください。

登録内容の更新は、こちらより行ってください。



<https://reg.mc.env.go.jp/>

お問い合わせ先

犬と猫のマイクロチップ情報登録

環境大臣指定登録機関

公益社団法人 日本獣医師会

TEL:03-6384-5320

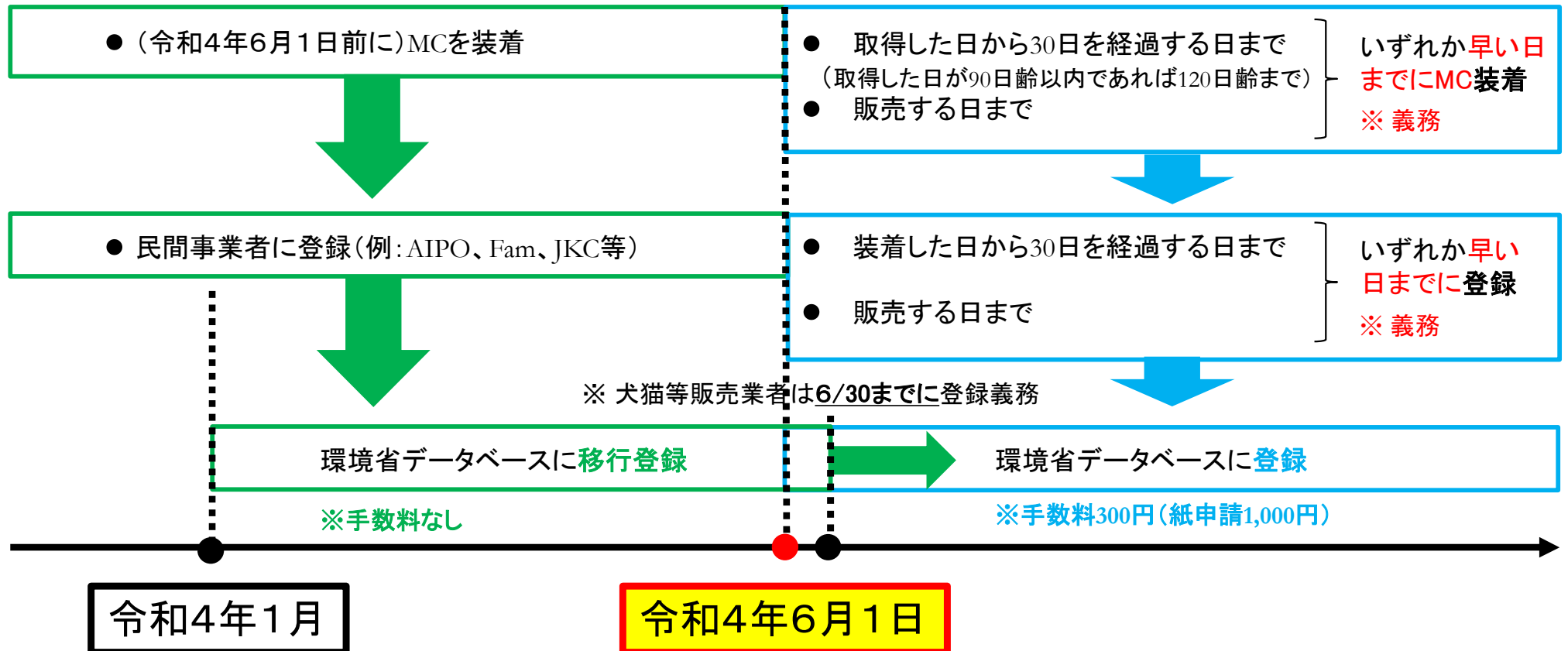
Email:info@mc.env.go.jp

備考：この登録証明書の用紙が大半は、日本標準規格A4とすること。



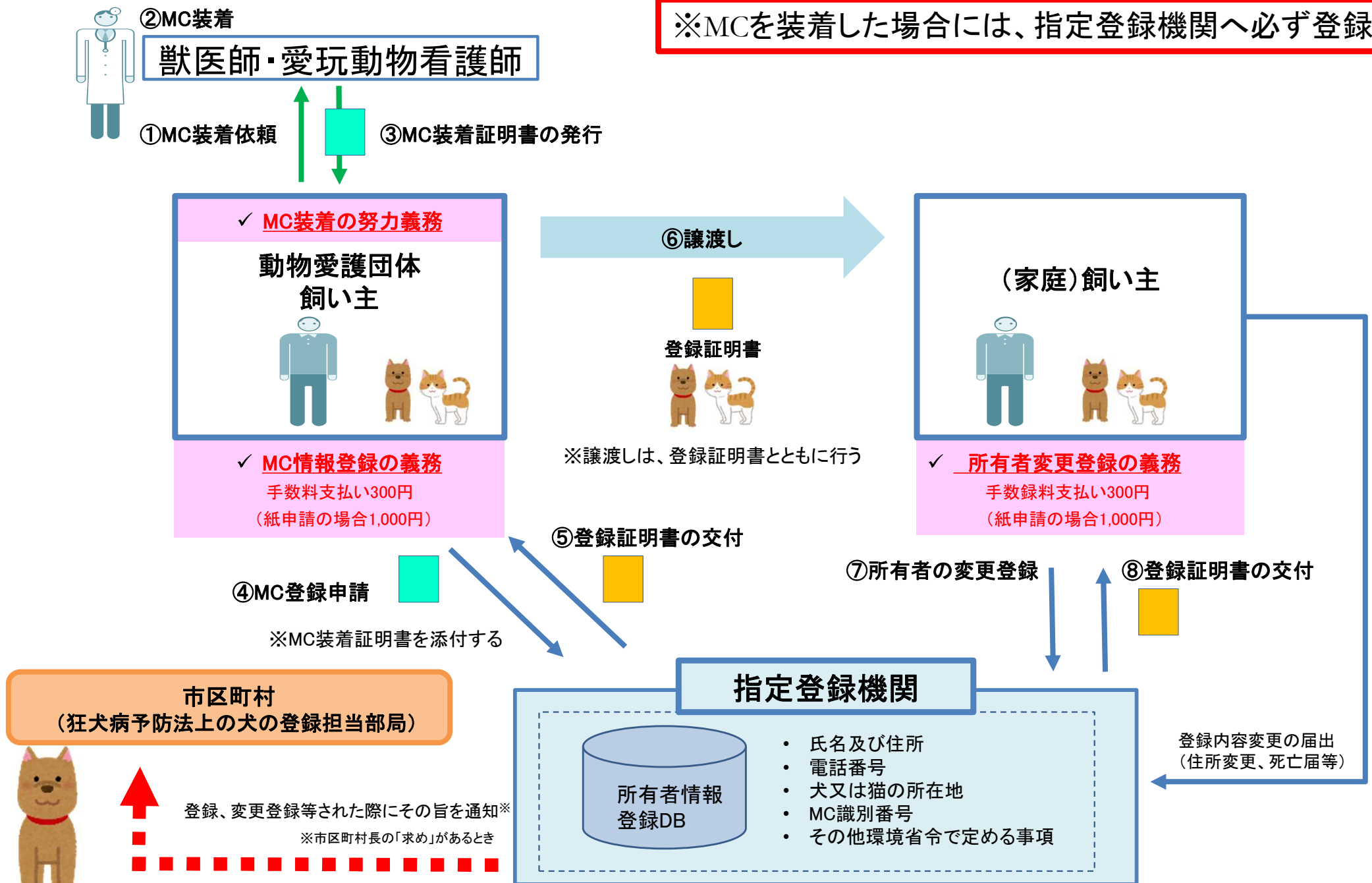
犬猫等販売業者が取得した犬又は猫へのマイクロチップ(MC)装着の義務

- 改正法施行日である令和4年6月1日から、犬猫等販売業者であるブリーダーやペットショップが取得した犬又は猫に対して、MCの装着が義務となり、環境省データベースへの登録も義務となります。【手数料300円(紙申請1,000円)】
- 改正法施行日前に、犬猫等販売業者であるブリーダーやペットショップが民間事業者のデータベースに犬又は猫の情報を登録をしていた場合、令和4年6月30日までに環境省データベースへの登録が義務になります。【手数料なし】



犬猫所有者のMC装着・情報登録の流れ(販売ルート以外)

※MCを装着した場合には、指定登録機関へ必ず登録

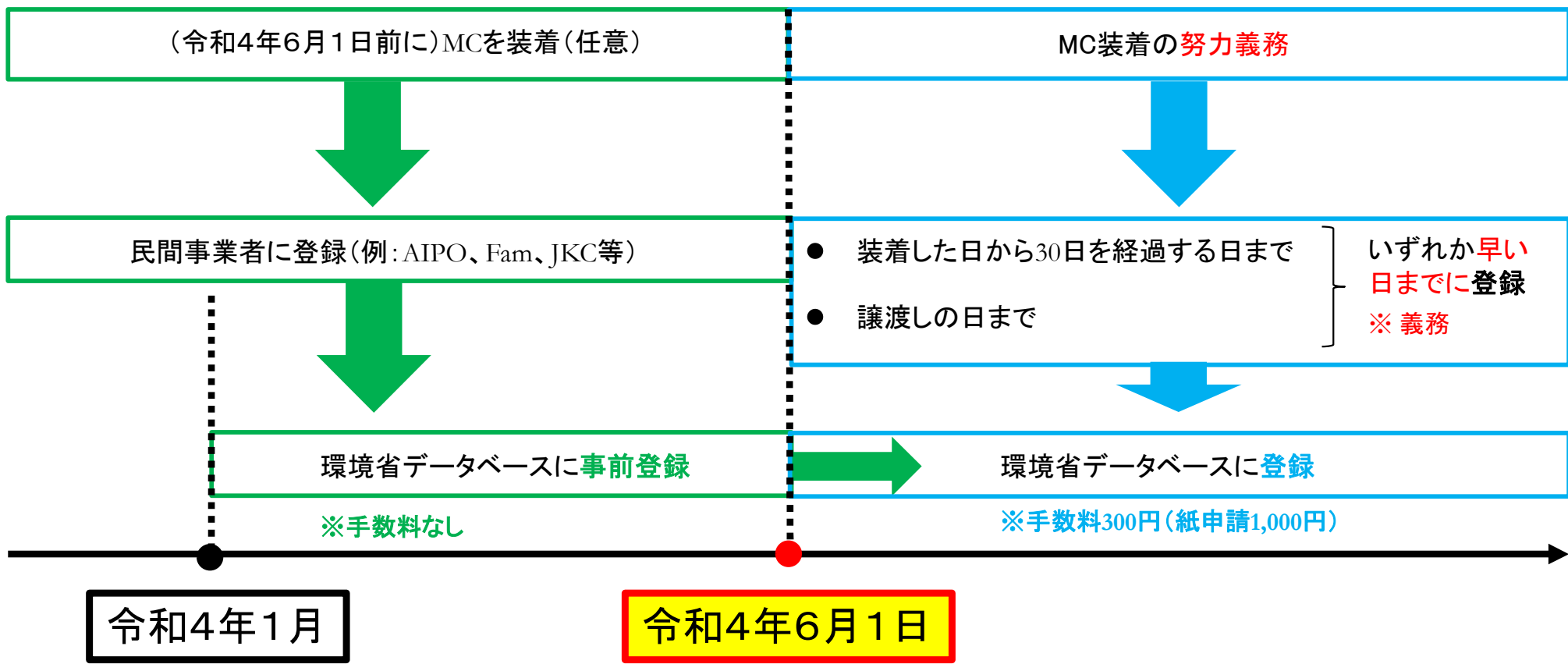


狂犬病予防法の特例に関する通知

【犬に装着されているMCを狂犬病予防法上の鑑札とみなす】

犬猫等販売業者以外の者が取得した犬又は猫へのMC装着の努力義務

- 改正法施行日である令和4年6月1日から、犬猫等販売業者以外の者が取得した犬又は猫に対して、MCの装着が努力義務となり、当該努力義務に基づきMCを装着した場合には環境省データベースへの登録が義務となります。【手数料300円(紙申請1,000円)】
- 改正法施行日前に、犬猫等販売業者以外の者が民間事業者のデータベースに犬又は猫の情報を登録をしていた場合には、環境省データベースへの登録は任意になります。【手数料なし】



MC装着及び環境省データベースへの登録

- 改正法施行日である令和4年6月1日から、MCの装着について犬猫等販売業者であるブリーダーやペットショップが取得した犬又は猫については義務となり、犬猫等販売業者以外の者が所有している犬又は猫については努力義務となります。原則、MC装着から30日を経過する日までに登録しなければなりません。
- 改正法施行日前は、犬猫へのMC装着は任意であり、犬猫等販売業者であるブリーダーやペットショップが所有している犬又は猫については、令和4年6月30日までに環境省データベースに登録しなければなりません。犬猫等販売業者以外の者は、環境省データベースへの登録は任意になります。

●令和4年6月1日以降のMC制度状況

	MCの装着	環境省データベースへの登録
犬猫等販売業者	義務	装着した日から30日を経過する日までに登録義務
犬猫等販売業者以外	努力義務	

●令和4年6月1日前のMC制度状況

	MCの装着	環境省データベースへの登録
犬猫等販売業者	任意	施行日から30日を経過する日までに登録義務
犬猫等販売業者以外		登録できる(任意)

犬猫等販売業者へのマイクロチップの装着（改正法第39条の2関係）

【マイクロチップを装着する者：獣医師、愛玩動物看護師】

＜改正法施行規則第21条の4第1項＞

- ・愛玩動物看護師・・・ **診療の補助**として獣医師の指示の下に行われる場合のみ装着することができる。



採血、投薬（経口など）、**マイクロチップ挿入**、カテーテルによる採尿など

診療の補助：愛玩動物に対する診療（獣医師法第17条に規定する診療をいう。）の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為であって、獣医師の指示の下に行われるものをいう。（愛玩動物看護師法第2条第2項抜粋）

【マイクロチップを装着する必要がない場合】

＜改正法施行規則第21条の4第3項第2号＞

犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあること。

- 例示
- ・マイクロチップを装着する部位周辺に重大な疾患を有するとき
 - ・磁気共鳴画像法(MRI)による画像診断を行う予定があり撮影に支障が生じる場合



その判断は、専門的な知識を有する獣医師によりなされることが望ましい。

【マイクロチップ装着証明書記載事項】

＜改正法施行規則第21条の5第1項第9号＞

マイクロチップを装着した施設名及び所在地(**診療施設** にあつては、獣医療法施行規則第1条第1項第3号に規定する **開設の場所**)



診療施設・動物愛護管理センターを想定

※イベント等や訪問診療で獣医師が勤務場所と異なる場所でマイクロチップを装着する場合



獣医師が所属する診療施設名及び所在地を記載する運用

＜改正法施行規則第21条の5第1項第11号＞

マイクロチップを装着した獣医師の氏名

- ① マイクロチップを装着した獣医師
- ② マイクロチップを装着した獣医師にその装着の指示をした獣医師
- ③ マイクロチップを装着した愛玩動物看護師にその装着の指示をした獣医師

＜改正法施行規則第21条の5第4項＞

● マイクロチップ装着証明書を発行した診療施設が廃業した場合等、再発行ができない場合が想定される。

⇒ マイクロチップの装着を確認した獣医師によって発行される証明書(診断書等)を装着証明書とみなせる。

マイクロチップ装着証明書

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりマイクロチップ装着証明書を発行する。

記

1 マイクロチップの識別番号	マイクロチップに付属のバーコードシールを貼付けてください
2 犬又は猫の名	
3 犬又は猫の別	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫
4 犬又は猫の品種	
5 犬又は猫の毛色	
6 犬又は猫の生年月日	年 月 日
7 犬又は猫の性別	<input type="checkbox"/> 雄 (オス) <input type="checkbox"/> 雌 (メス)
8 2 から 7 までのほか犬又は猫の特徴となるべき事項	
9 マイクロチップの装着日	年 月 日
10 マイクロチップを装着した施設名及び所在地 (診療施設にあっては獣医療法施行規則第 1 条第 1 項第 3 号に規定する開設の場所)	〒
11 マイクロチップを装着した施設の電話番号	


マイクロチップを装着した獣医師の氏名

マイクロチップの登録先

犬と猫のマイクロチップ情報登録

環境大臣指定登録機関

公益社団法人日本獣医師会



<https://reg.mc.env.go.jp>

<新規則第21条の5第1項第9号関係>

- ・診療施設
- ・動物愛護管理センター
- ※イベント等や訪問診療の場合

⇒装着した獣医師所属の診療施設

<新規則第21条の5第1項第11号関係>

- ① マイクロチップを装着した獣医師
- ② マイクロチップを装着した獣医師にその装着の指示をした獣医師
- ③ マイクロチップを装着した愛玩動物看護師にその装着の指示をした獣医師

※愛玩動物看護師の氏名は記載しない。

※注意

令和4年6月1日以降に犬猫にマイクロチップを装着した場合に使用できる証明書になる。

犬猫所有者のマイクロチップ情報登録項目

申請者 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)、住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)、電話番号

- 1 登録を受けようとする犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号
- 2 登録を受けようとする者の個人又は法人の別
- 3 登録を受けようとする者の電子メールアドレス
- 4 犬又は猫の所在地
- 5 犬又は猫の名
- 6 犬又は猫の別
- 7 犬又は猫の品種
- 8 犬又は猫の毛色
- 9 犬又は猫の生年月日
- 10 犬又は猫の性別
- 11 4から10までのほか犬又は猫の特徴となるべき事項
- 12 狂犬病予防法施行規則に基づく犬の登録年月日
- 13 狂犬病予防法施行規則に基づく犬の登録番号
- 14 申請書を提出する者(登録を受けようとする者が申請書を提出する者と異なる場合)
- 15 動物取扱業者の別(登録を受けようとする者が動物取扱業者の場合)
- 16 第一種動物取扱業者の業種及び登録番号(登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者の場合)
- 17 第二種動物取扱業者の業種(登録を受けようとする者が第二種動物取扱業者の場合)
- 18 親の雌犬又は雌猫のマイクロチップの識別番号(登録を受けようとする者が犬猫等販売業者の場合)

普及啓発資材

犬や猫を 家族に迎えたら マイクロチップ情報の 登録をしましょう

令和4年6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられます。犬や猫を家族に迎え入れた飼い主は自分の住所や氏名を登録する必要があります。

また、他者から犬や猫を譲り受けた時にはできる限りマイクロチップを装着し、忘れずに登録をしましょう。



購入した犬や猫の
マイクロチップ情報の登録が
義務になります

マイクロチップって？

直径1.2mm×長さ8mm程度の円筒形で、世界で唯一の15桁の数字が記録された電子標識器具です。この番号を使用して、所有者の情報を登録することで、ペットが迷子になったり災害時にぐちゃぐちゃになったとしても、身元を確認することができます。



マイクロチップ情報の登録及びお問い合わせはこちら

犬と猫のマイクロチップ情報登録
環境大臣指定登録機関
公益社団法人日本獣医師会

登録は「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトへ

TEL: 03-6384-5320

Eメール: info@mc.env.go.jp



令和4年5月31日まで
の登録サイト



令和4年6月1日から
利用できます



犬や猫を購入した際の手続方法

オンラインによる変更登録の申請（飼い主が変更になった場合）

※オンラインによる申請が困難な場合は、以下のお問い合わせ窓口までご相談ください。

- ①登録の準備**
マイクロチップの識別番号及び暗証番号
新しい飼い主から犬や猫と一緒に渡される登録住所に転写されています。
- ②オンラインで申請**
パソコン又はスマートフォンから、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトにアクセス。ガイドに従い必要事項を記入してください。
- ③手数料のお支払い**
変更登録の手数料: 300円/回
お支払い方法: クレジットカード決済、又はバーコード決済
- ④登録証明書のダウンロード**
画面に表示される「登録証明書」をダウンロードして、大切に保管してください。

住所や氏名、電話番号が変更になった場合や、犬や猫が亡くなった場合も届出が必要です。詳しくは「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトをご確認ください。

マイクロチップ情報登録 お問い合わせ窓口

TEL: 03-6384-5320 E-mail: info@mc.env.go.jp

犬と猫のマイクロチップ情報登録
環境大臣指定登録機関
公益社団法人 日本獣医師会
〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館 23 階



購入した犬や猫の マイクロチップ情報の登録が 義務になります



犬や猫を家族に迎えたら マイクロチップ情報の変更登録をしましょう

令和4年6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられます。犬や猫を家族に迎え入れた飼い主は自分の住所や氏名、電話番号を変更登録する必要があります。



（マイクロチップとは？）

マイクロチップは、直径1.4mm、長さ8.2mm程度の円筒形の小さな電子標識器具です。電池の交換の必要はありません。マイクロチップには世界で唯一の15桁の数字が記録されています。皮下に装着されたマイクロチップの番号は、専用のリーダー（読取機）で読み取ることができます。



（マイクロチップで身元を確認できます）

犬や猫が迷子になったときや、地震などの災害、盗難や事故によって、飼い主と離ればなれになったときに、保護された犬や猫のマイクロチップの番号を専用のリーダーで読み取ります。その番号からデータベースに登録されている飼い主の情報と照合することで、飼い主に連絡することができます。

令和4年6月1日以降、 飼い主の方に行っていただきたいこと

マイクロチップ情報の 変更登録をしてください

マイクロチップを装着した犬や猫を迎え入れた飼い主は、ご自身が飼育する動物として、所有者情報を変更するための登録を行わなくてはなりません。変更登録の手続きは、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えます。



登録証明書を大切に！
登録時に交付される登録証明書は、災害時の身元確認と取り返すの
のために大切に保管してください。

犬や猫の飼い主向けの Q&A

- Q 装着による害はないですか？**
日本獣医師会では、これまで20年以上にわたりマイクロチップの装着実験を行っており、国内でも既に装着の実績が多数あります。これまでの実績から、副作用による障害は、ほとんど報告されていません。
- Q ペットショップ以外から入手した、又は以前から飼っている犬や猫に装着の義務はありますか？**
義務ではありませんが、犬や猫が迷子になった場合などにマイクロチップが装着されていると飼い主のもとへ戻る確率が高まります。できるだけ装着と登録をお願いします。
- Q 引っ越しで住所や電話番号が変わった場合、登録の変更は必要ですか？**
住所や電話番号、結婚して姓が変わった場合など、飼い主の情報に変更が生じた場合は、30日以内に登録事項の変更の届出を行ってください。
- Q 既に登録されている犬や猫を譲渡する場合は、どのようなことに気をつけたいですか？**
譲渡時にダウンロードした「登録証明書」を犬や猫と一緒に新しい飼い主に渡し、新しい飼い主に変更登録をするよう促してください。



ご清聴いただきありがとうございました。